

第6回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会  
主な指摘事項

(1) 報告書の記載内容・構成について

- 「産業保健スタッフ」を一括りにせず、「産業医・産業保健スタッフ」と記載すべき。【全体】
- 連携を進めることの前提として、個人のプライバシーの保護についても記載すべき。【全体】
- 既存の仕組みとして、メンタルヘルス対策センター事業についても記載すべき。【全体】
- 疾病に対するリスクが比較的高いのは高齢者だけであり、女性まで、そのように見えないよう書き方を工夫すべき。【P. 5】
- 非正規雇用者の問題について記載しているので、対応についても記載すべき。【P. 6】
- 企業の取組状況として、大企業では復職支援も充実していることについて記載すべき。【P. 7】
- 「治療と職業生活の両立等の支援」をワーク・ライフ・バランス政策の一つとすると、職業生活において、病気になってしまうことが前提のように見え、病気にならないこと(予防)の観点が抜けてしまうように見える。ワーク・ライフ・バランス政策とすることの前提として、予防の観点についても記載すべき。【P. 10】
- 基盤整備が必要であることについては理解。その後の記述が、基盤整備の部分とのつながりがわかりにくいので、基盤整備の仕掛け方が分かるように具体的に記載(例示)すべき。【P. 10～】
- 関係者の役割の部分が、「～すること」という記述になっているが、この書き方だと、全ての関係者が義務としてやらなければいけないように見える。現実的にできることは限られているので、書き方を工夫すべき。【P. 11～】

- 「定期健康診断後のフォローアップ」の中に含まれているのかもしれないが、重症化防止や治療中断について、明記すべき。【P. 11】
- 今後の取組として、産業保健推進センター事業だけでなく、地域産業保健事業にも触れるべき。【P. 11～】
- ピアサポートグループの活用について、1事例の紹介をもとに記載しているということであれば、その旨がわかるように記載すべき。【P. 12】
- 支援の在り方として、「労働者や企業が、両立支援に関する相談をどこに行えばよいか、という情報が得られる仕組みづくり」についても記載すべき。【P. 12】
- 今後、行政が行う実態把握の具体的な内容について、もう少し明確に記載すべき。【P. 12】
- キャリアに不利なることや職場の理解が得られにくいために、職場に伝えられない、という問題についての対応を、「労働者の役割」にも記載すべき。【P. 12】
- 「おわりに」の部分に、既存の仕組み・施策を活用していくことを、記載すべき。【P. 14】

## (2)その他

- 既にある制度がどのくらい活用されているかを踏まえ、今後の検討を行うことが必要。そのため、医療機関から産業医への情報提供について、労災に係るデータを知りたい。可能であれば、労災病院におけるデータについても知りたい。